

第 1 条 (名称)

本会はヨルダン日本人会 (English : Japanese Community Association in Jordan) と称する。

第 2 条 (目的)

本会はヨルダン在留日本人の友好及び親睦を図るとともに、ヨルダン日本語補習授業校の運営を目的とする。

第 3 条 (設立及び解散)

本会は総会の決議により成立し、総会又は臨時総会の解散決議があるまで存続する。

第 4 条 (会員)

本会は、本会の目的に賛同した下記会員を以って構成する。

入会を希望する有資格者、組織および法人は日本人会会長に入会届けを提出し、幹事会の承認を得るものとする。

- (1) 個人会員：20 才以上のヨルダン在留日本人
- (2) 家族会員：20 才未満の個人会員の家族
- (3) 法人会員：ヨルダン国内に事務所・事業所を有する日本の組織・法人及び合併企業
- (4) 特別会員：上記以外の日本国籍を有する者の家族及び幹事会で承認された者

第 5 条 (会費)

- (1) 個人会員：JD2／月
- (2) 家族会員：無料
- (3) 法人会員：JD25／月
- (4) 特別会員：個人会員に準ずる
- (5) 本会の正常な運営のため幹事会が必要と認めた場合には臨時会費を徴収することができる。会費は 6 ヶ月分を前納するものとし、前納された会費の払い戻しは行われない。
- (6) 会費の減免を希望する会員は、幹事会に減免申請理由を記載の上、書面にて申し入れるものとする。幹事会は減免理由を勘案し、減免を承認することができる。

第 6 条 (役員)

- (1) 本会には名誉会長、会長、副会長（2 名）及び幹事を置く。

- (2) 名誉会長は在ヨルダン日本大使とする。
- (3) 会長は本会を代表して会務を総括執行し日本語補習授業校校長を兼務する。
会長に支障の有る場合は副会長がこれを代行する。
- (4) 副会長 2 名は日本語補習授業校及び一般運営をそれぞれ分担し、幹事は会長、副会長を補佐して会務を執行する。

第 7 条 (幹事の選任)

各法人会員は幹事を各 1 名選任する。尚、在ヨルダン日本大使館の会員より 1 名、国際協力機構の会員より 1 名を幹事に加えるものとする。会長、副会長は幹事の互選とする。

第 8 条 (幹事の任期)

幹事の任期は 1 年とし、再選は妨げない。

第 9 条 (総会及び臨時総会)

- (1) 本会は毎年 1 回定期総会を開催し幹事の改選、会計報告及び実施行事の報告を行なう。
- (2) 幹事会が必要と認めた場合には臨時総会を開催できる。
- (3) 総会及び臨時総会は個人会員総数の 1/3 の出席により成立し、出席会員の過半数を以って決議を行なう。

第 10 条 (幹事会)

幹事会は会長、副会長、幹事を以って構成し、総会の決定を執行する他、その他の本会会務の決定及び遂行を行なう。

第 11 条 (会計)

予算の策定及び審議は幹事会がこれを行なう。又、本会の収入及び支出は年 1 回まとめられ、総会に報告される。

第 12 条 (会則の変更・改訂)

本会則は、総会又は臨時総会の承認を得て変更・改訂することができる。

以上